

平成27年5月



第7回議会報告会



《次第》

- 1 開会
- 2 代表者あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 報告事項：委員会等の活動報告
- 5 質疑応答
- 6 意見交換会
- 7 閉会

【大分県佐伯市議会】

第7回 議会報告会 日程表

日 時	会 場	中学校区	担当班
5月11日 (月) 午後7時00分～8時30分	佐伯東地区公民館	鶴 谷	1班
	上浦地区公民館	東 雲	2班
	上堅田地区公民館	佐伯南1	3班
	鶴岡地区公民館	佐伯城南	5班
5月12日 (火) 午後7時00分～8時30分	色利地区基幹集落センター	米 水 津	1班
	田の浦公民館 (大島)	大 島	3班
	青山地区公民館	佐伯南2	4班
	鶴見地区公民館	鶴 見	5班
5月13日 (水) 午後7時00分～8時30分	弥生文化会館	昭 和	1班
	西上浦地区公民館	彦 陽	2班
	直川地区公民館	直 川	3班
	蒲江地区公民館	蒲江翔南	4班
	宇目地区公民館	宇目緑豊	5班
5月14日 (木) 午後7時00分～8時30分	本匠地区公民館	本 匠	4班
5月15日 (金) 午後7時00分～8時30分	大入島地区公民館	大 入 島	2班

※佐伯南中学校区 (上堅田・下堅田・青山・灘・木立) は2会場で開催します。

〔班構成〕 ・議員の班編成及び開催場所は、抽選により決定しています。

・議長 (井野上準) は、特定の班に所属せず各日ともいずれかの会場に参加します。

班	代表者	班 員 (議席順)			
1班	濱 野 芳 弘	高 司 政 文	清 田 哲 也	宮 脇 保 芳	富 松 万 平
2班	浅 利 美 知 子	兒 玉 輝 彦	芦 刈 紀 生	後 藤 勇 人	御 手 洗 秀 光
3班	清 家 好 文	佐 藤 元	矢 野 幸 正	江 藤 茂	矢 野 精 幸
4班	清 家 儀 太 郎	河 野 豊	上 田 徹	塩 月 健 治	三 浦 涉
5班	吉 良 栄 三	後 藤 幸 吉	井 上 清 三	寺 本 高 明	

―― 目 次 ――

◆議会活動実績表（平成26年5月～27年4月）・・・3、4ページ

◆報告事項：委員会等の活動報告

番号	委員会名	ページ
1	総務常任委員会	5、6
2	建設常任委員会	7、8
3	教育民生常任委員会	9、10
4	経済産業常任委員会	11、12
5	議員政策研究会	13

◆意見交換会・・・14ページ

◆参考資料・・・15ページ～

- ・佐伯市議会基本条例（前文）
- ・市議会の役割
- ・市議会の権限
- ・市議会の構成
- ・本会議（定例会）の審議の流れ
- ・委員会等構成表（委員等の名簿）

議会活動実績表（平成26年5月～27年4月）

5月		6月		7月		8月		9月		10月	
1 木		1 日		1 火	愛媛県四国中央市議会 視察受入れ	1 金		1 月	議運、開会日 各派代表者会議	1 水	福岡県古賀市ほか 視察受入れ
2 金		2 月	議運、開会日 全協、代表者会議	2 水		2 土		2 火		2 木	
3 土	(憲法記念日)	3 火	政策研究会	3 木		3 日		3 水	政策研究会	3 金	
4 日	(みどりの日)	4 水		4 金	経産委 総務委	4 月		4 木	教民委	4 土	
5 月	(こどもの日)	5 木		5 土		5 火		5 金		5 日	
6 火	(振替休日)	6 金		6 日		6 水		6 土		6 月	広報委 正副委員長会議
7 水	第6回議会報告会(経産/本匠)	7 土		7 月	広報委 教民委	7 木		7 日		7 火	
8 木	第6回議会報告会(教民/直川)	8 日		8 火	議運委	8 金		8 月	議運、一般質問 広報委	8 水	総務委行政視察
9 金	第6回議会報告会(経産/米水津)	9 月	議運、一般質問	9 水		9 土		9 火	一般質問 各派代表者会議	9 木	総務委行政視察
10 土	第6回議会報告会(経産/城南)	10 火	一般質問	10 木		10 日		10 水	一般質問	10 金	総務委行政視察
11 日	第6回議会報告会(教民/鶴見、大入島)	11 水	一般質問 広報委	11 金		11 月	総務委	11 木	議運、一般質問 各派会議、教民委	11 土	
12 月	総務委	12 木	議運、一般質問 正副委員長会議	12 土		12 火		12 金	経産委 政策研究会行政視察	12 日	
13 火	第6回議会報告会(建設/昭和)	13 金	経産委	13 日		13 水		13 土	議員ソフトボール(由布市)	13 月	(体育の日)
14 水	第6回議会報告会(建設/鶴谷)	14 土		14 月		14 木		14 日	議員陸上(日田市)	14 火	議運、広報委
15 木	第6回議会報告会(建設/東雲)	15 日		15 火	広報委 建設委行政視察	15 金		15 月	(敬老の日)	15 水	
16 金		16 月	経済産業委 教育民生委	16 水	建設委行政視察	16 土		16 火	経済産業委 教育民生委	16 木	
17 土		17 火	建設委 総務委	17 木	建設委行政視察	17 日		17 水	建設委 総務委	17 金	
18 日	第6回議会報告会(教民/南)	18 水		18 金		18 月	建設委	18 木		18 土	
19 月	経産委 第6回議会報告会(総務/彦陽)	19 木		19 土		19 火		19 金	教育民生委	19 日	
20 火	第6回議会報告会(総務/蒲江)	20 金	議運	20 日		20 水		20 土		20 月	決算特別委員会 正副委員長会議
21 水	第6回議会報告会(総務/宇目)	21 土		21 月	(海の日)	21 木		21 日		21 火	決算特別委員会
22 木		22 日		22 火	政策研究会行政視察	22 金	議運 勉強会、全協	22 月		22 水	決算特別委員会
23 金	議会運営委員会、勉強会 全協、代表者会議	23 月		23 水	政策研究会行政視察	23 土		23 火	(秋分の日)	23 木	教民委
24 土		24 火	議運、閉会日 広報委	24 木	教民委	24 日		24 水	議運、閉会日 広報委	24 金	
25 日		25 水	建設委 講演会	25 金		25 月		25 木	政策研究会	25 土	
26 月	広島県尾道市視察受入れ	26 木		26 土		26 火		26 金		26 日	
27 火		27 金	総務委	27 日		27 水	一般質問通告締切	27 土		27 月	
28 水		28 土		28 月	経産委	28 木	政策研究会	28 日		28 火	
29 木		29 日		29 火	総務委	29 金		29 月		29 水	
30 金		30 月		30 水	建設委	30 土		30 火	政策研究会	30 木	
31 土				31 木	議運委 教民委	31 日				31 金	

11月		12月		1月		2月		3月		4月	
1 土		1 月		1 木		1 日		1 日		1 水	
2 日		2 火		2 金		2 月		2 月	予算委 議運	2 木	広報委
3 月	(文化の日)	3 水		3 土		3 火		3 火		3 金	
4 火	建設委	4 木	総務委	4 日		4 水		4 水		4 土	
5 水		5 金	議運、一般質問	5 月		5 木		5 木	議運、代表質問 広報委	5 日	
6 木	議運 経産委	6 土		6 火	広報委、政治倫理委	6 金	政治倫理委、総務委、全協 議会モニター意見交換会	6 金	経産委	6 月	
7 金		7 日		7 水		7 土		7 土		7 火	
8 土		8 月	一般質問 広報委	8 木	政治倫理委	8 日		8 日		8 水	
9 日		9 火	一般質問	9 金		9 月	広報委行政視察 兵庫県南あわじ市視察受入れ	9 月	一般質問	9 木	
10 月	静岡県掛川市議会 視察受入れ	10 水	議運、一般質問	10 土		10 火	広報委行政視察	10 火	一般質問	10 金	広報委
11 火	教民委行政視察 総務委	11 木	経済産業委 教育民生委	11 日		11 水	(建国記念の日)	11 水		11 土	
12 水	教民委行政視察 経産委行政視察	12 金	建設委 総務委	12 月	(成人の日)	12 木	政策研究会	12 木	経済産業委 教育民生委	12 日	
13 木	教民、経産行政視察 福岡県うきは市視察受入れ	13 土		13 火		13 金	政治倫理委	13 金	建設委 総務委、政策研究会	13 月	各派代表者会議
14 金	経産委行政視察	14 日		14 水	広報委、政治倫理委	14 土		14 土		14 火	
15 土		15 月	予算委	15 木	総務委 政策研究会	15 日		15 日		15 水	
16 日		16 火		16 金		16 月		16 月	各派代表者会議	16 木	各派代表者会議
17 月		17 水		17 土		17 火		17 火	予算委	17 金	広報委
18 火		18 木	議運	18 日		18 水	広報委	18 水	予算委	18 土	
19 水		19 金	議運、閉会日、広報委 政治倫理委、総務委	19 月		19 木	議運、勉強会、全協 各派代表者会議、政策研究会	19 木	議運、予算委 全協	19 日	
20 木	議運、勉強会 正副委員長会議、建設委	20 土		20 火	経産委 議員研修会	20 金	政治倫理委	20 金		20 月	
21 金		21 日		21 水		21 土		21 土	(春分の日)	21 火	
22 土		22 月		22 木		22 日		22 日		22 水	議会運営委員会
23 日	(勤労感謝の日)	23 火	(天皇誕生日)	23 金	政治倫理委	23 月		23 月		23 木	
24 月	(振替休日)	24 水		24 土		24 火		24 火		24 金	
25 火	議運	25 木		25 日		25 水	報告会合同会議	25 水	議運、閉会日 広報委	25 土	
26 水		26 金	政治倫理委	26 月	議運	26 木		26 木		26 日	
27 木		27 土		27 火	広島県府中市視察受入れ	27 金	議運、閉会日、予算委 全協、教民委	27 金		27 月	議会運営委員会
28 金	議運、閉会日 各派代表者会議、全協	28 日		28 水	熊本県大津町視察受入れ 政策研究会、教民委、各派会議	28 土		28 土		28 火	
29 土		29 月		29 木				29 日		29 水	(昭和の日)
30 日		30 火		30 金				30 月		30 木	臨時会
		31 水		31 土				31 火			

報告事項:委員会等の活動報告

1 総務常任委員会

【平成 26 年 6 月定例会】

予算議案 1 件、予算外議案 5 件、専決処分の報告 4 件、請願 2 件が付託され、6 月 17 日に審査しました。

請願第 7 号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書採択についての請願

請願第 8 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願

どちらの請願とも賛成・反対の討論があり、挙手による採決の結果、「請願第 7 号」は不採択とすべきもの、「請願第 8 号」は採択すべきものと決しました。

【平成 26 年 9 月定例会】

予算議案 1 件、予算外議案 1 件が付託され、9 月 17 日に審査しました。

議案第 94 号 佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正について

執行部から、今回の改正で月額約 1,000 万円、賞与を含めると年間約 1 億 6,000 万円の減額となり、いわゆる「わたり」は解消されるものであるとの説明がありました。採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【平成 26 年 12 月定例会】

予算外議案 4 件、請願 2 件が付託され、12 月 12 日に審査しました。

請願第 9 号 集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、それに基づく立法化を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願

請願第 10 号 旧佐伯市内の地籍調査事業（国調）による市長の課税対象の対応について、再考を求める請願

どちらの請願とも賛否両論の討論が行われ、挙手による採決の結果、両請願とも不採択とすべきものと決しました。

【平成 27 年 3 月定例会】

予算外議案 13 件、専決処分 1 件が付託され、3 月 13 日審査しました。

議案第 33 号 佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正について

執行部から、大分県人事委員会勧告の内容に準じ、全職員平均で 2% の減額を行うとともに労働基準法第 36 条の趣旨に鑑み、時間外勤務手当の支給割合について、1 か月 45 時間を超える時間外勤務手当及び深夜の時間外勤務手当の支給割合を引き上げるものであるとの説明がありました。各委員からは、年齢差による減額幅、5 年間の現給保障、現在の時間外労働の実態及び組織改編後の時間外労働等について質したのに対し、執行部からは、「26 歳くらいまでは減額はないが、年齢とともに減額率が高くなり、50 代後半は、4% 程度の減額になる。5 年間の現給保障につい

ては県下で9市が実施している。1か月に50時間以上の時間外労働をしている職員は平成27年2月末で138人、月当たり12.5人となっている。組織改編後も時間外労働の縮減には取り組む」との答弁がありました。採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号 佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進審議会条例の制定について

執行部から、佐伯市の人口ビジョンと今後5か年間の目標や施策の基本的方向及び総合戦略を策定する際に広く意見を聞くために設置するものであるとの説明がありました。一委員から、審議会委員の選定について質したのに対し、執行部からは、「産業界、自治体、大学、金融機関、労働組合及び報道機関から選定したい」との答弁がありました。採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号 佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について

これは、佐伯市中心市街地循環バス運行条例を廃止する議案です。平成26年4月に開始した「まちいきバス」の社会実験の11月末までの実績は12月12日の総務常任委員会で報告があり、それ以降も同様の傾向で推移しています。この厳しい状況の原因について、執行部から、「アンケート調査により想定した利用者数が実際にはそれを大きく下回った。今後の交通施策はこの社会実験の結果を基に、幾つかの課題を整理し、取り組んでいく」との説明がありました。一委員から、この1年間の経費、バス停看板の処理及び今後の取組について質したのに対し、執行部から、「委託料は大分県タクシー協会に約1,700万円、アンケート調査や運行計画作成に若干の予算が伴っている。バス停の看板は撤去し、保管しておく。今後は新設の地域振興課における最優先課題の一つとして取り組んでいく」との答弁がありました。採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【行政視察】

- 群馬県伊勢崎市 平成26年10月8日
「地域の自治会等に対する支援施策について」
- 静岡県三島市 平成26年10月9日
「防災ラジオ設置に係る取組について」
- 神奈川県鎌倉市 平成26年10月9日
「公共施設に係る再配置について」
- 埼玉県富士見市 平成26年10月10日
「市民判定人方式による事業仕分けについて」



2 建設常任委員会

平成26年6月定例会から平成27年3月定例会までの主な内容について報告します。

【平成26年6月定例会】

議案第53号、平成26年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）（建設常任委員会所管部分について）

◎上城地区防災・避難広場整備事業

この事業は、上城地区（中スカ。佐伯堅田ICそば）に東九州自動車道の建設残土を受け入れることにより、防災・避難広場を造成するもので、事業認可区域の確定に伴い、公有財産購入費を減額するとともに、事業進捗に早急に対応するための整備費等を増額したものです。

なお、平成26年9月及び12月定例会において、同事業用地の取得議案が上程され、約3万3,000平方メートルの事業用地の取得を終えています。

【建設常任委員会研修会】 平成26年6月25日

本委員会の研修会において、一般社団法人フォレストック協会の石黒理事長を講師として招き、「水と緑の連携水インフラ整備支援プログラム」に関して講演を行いました。

講演の内容は、民間資本の導入による水源林の整備と上下水道管の施設更新に関する新たな手法に関するもので、主な特徴

として、利子負担だけで元本返済が不要の資金の調達と森林資源を活用したCO₂排出権の現金化による収入により、一般財源からの負担を減らし、持続可能な上下水道事業を構築するというものです。

この講演に対する本市執行部の見解は、「同プログラムは、まだ新しく、全国の自治体で実施予定は1自治体という状況の中で、この制度を取り入れるのは現段階では難しいと考えるが、引き続き調査、研究をしていきたい」というものでした。



【所管事務調査】

●「第6回議会報告会での意見等について」 平成26年8月18日

平成26年5月に開催した第6回議会報告会において、参加者から頂いた意見等に対する回答を検討するに当たり、執行部の見解を質す必要があるものについて、調査を行いました。その内容は、別冊「第6回議会報告会での意見と回答」の7ページを御覧ください。

●「建設常任委員会所管条例の履行状況等について」 平成27年3月13日

教育民生常任委員会からの報告にあるように、市に条例違反があったことから、本委員会が所管する条例について、その履行状況等を調査しました。

【行政視察】

●内閣府訪問（意見交換・要望活動） 平成26年7月15日

いわゆる南海トラフ巨大地震対策特別措置法について、内閣府の職員から説明を受け、今後、本市が取り組むべき課題や国庫補助の嵩上げ対象になる事業の内容について、意見交換を行い、また、同日、国土交通省道路局長に面会し、同法における速やかな事業認定と社会資本整備総合交付金の拡充について要望活動を行いました。

●独立行政法人港湾空港技術研究所視察 平成26年7月16日

神奈川県横須賀市にある独立行政法人港湾空港技術研究所を訪れ、地震・津波に強い港湾施設について、視察を行いました。

●神奈川県逗子市 平成26年7月16日

下水道ビジョンについて、視察を行いました。

●千葉県浦安市 平成26年7月17日

市街地液状化対策事業について、視察を行いました。



[内閣府]



[港湾空港技術研究所]

3 教育民生常任委員会

【平成 26 年 6 月定例会】

予算外議案 2 件、専決処分の報告 5 件、請願 1 件が付託され、6 月 16 日に審査しました。採決の結果、全て原案のとおり可決・採決すべきものと決しました。

議案第 59 号 佐伯市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について

ペット霊園に設置される火葬施設、墳墓、納骨堂や火葬炉を搭載した車について、現状として規制する法律がないため条例を制定するものです。

議案第 60 号 佐伯市子ども・子育て会議条例の一部改正について

当会議に、佐伯市次世代育成支援対策地域協議会の機能を付加し、本市の児童福祉に関する施策について包括的な審議を行うことができる機関とするために、所定の改正を行うものです。

請願第 6 号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担率 2 分の 1 還元及び制度の拡充を図るための 2015 年度政府予算に係る意見書採択についての請願

佐伯市教職員組合書記長を参考人として招致し、請願の趣旨説明を聴取しました。審議の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

【平成 26 年 9 月定例会】

予算議案 4 件、予算外議案 11 件が付託され、9 月 16 日と 9 月 19 日に審査しました。採決の結果、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 82 号 佐伯市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

詳細な調査を行うため、19 日に改めて委員会を開き、審査を行いました。

議案第 89 号 佐伯市生活支援ハウス条例の一部改正について

蒲江生活支援ハウスの定員に係る規定を整備するものです。これまで 7 年間にわたり、定員 2 人超過という条例違反があったため、執行部から謝罪がありました。

委員会としては、条例違反は問題であり、「今後法令を遵守し適切な指導監督に努めることを要請する」旨の附帯決議案を可決しました。なお、附帯決議案は本会議に提出し、可決されました。

【平成 26 年 12 月定例会】

予算外議案 12 件が付託され、12 月 11 日に審査しました。採決の結果、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 115 号 佐伯市保健福祉総合センター和楽条例等の一部改正について

福祉保健部が所管する公の施設の管理を行う指定管理者の管理指定期間に係る規定を「5 年間」から「5 年以内」に改めるものです。

議案第 117 号 佐伯市立小学校の設置に関する条例及び佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

平成 27 年度から西上浦小学校・幼稚園を廃止し八幡小学校・幼稚園に統合、また、吹小学校・幼稚園を廃止し松浦小学校・幼稚園に統合するものです。

議案第 118 号 佐伯市歴史文化施設の共通観覧券に関する条例の制定について

平和祈念館やわらぎ、国木田独歩館及び歴史資料館の共通観覧券を設定し、料金は、一般が 500 円、小・中・高校生は 150 円となります（ともに団体割引なし）。

【平成 27 年 3 月定例会】

予算外議案 14 件が付託され、3 月 12 日に審査しました。採決の結果、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 48 号 佐伯市火葬場条例の一部改正について

佐伯市宇目火葬場は、当初、平成 22 年度の廃止としていましたが、地元の要望により 5 年間延長してきました。今回、その期限となり廃止することとなります。

議案第 51 号 佐伯市保育所条例の一部改正について

宇目の小野市保育所(定員 60 名)を廃止し、統合する千束保育所(定員 60 名)の名称をうめこども園(定員 60 名)とするものです。

議案第 53 号 佐伯市老人憩の家条例の一部改正について

今後、使用が見込まれない蒲江南老人憩の家及び蒲江楠本老人憩の家を地元の同意の上で、廃止するものです。

議案第 56 号 佐伯市地域支援事業利用料条例の制定について

地域支援事業のうち、栄養管理指導事業、口腔管理指導事業、安否確認事業、外出支援事業の利用料を定めるものです。

【所管事務調査】

- 「南海医療センター建設に係る諸問題について」 平成 26 年 7 月 15 日
佐伯東小学校の保護者、教職員、執行部とで諸問題について懇談しました。
- 「ケアタウンながと視察」 平成 26 年 7 月 31 日
新築された施設を視察しました。
- 「歴史資料館視察」 平成 26 年 9 月 11 日
新築されている資料館を視察しました。

【行政視察】

- 鹿児島県志布志市 平成 26 年 11 月 11 日
環境政策、特にごみの 75%をリサイクルしている事業を視察しました。
- 鹿児島県日置市 平成 26 年 11 月 12 日
保健福祉政策、高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉について、視察しました。
- 鹿児島県霧島市 平成 26 年 11 月 12 日
子育て支援事業、安心子供基金等の取組について、視察しました。

4 経済産業常任委員会

【平成 26 年 6 月定例会】

予算議案 1 件、予算外議案 3 件、専決処分の報告 2 件が付託され、6 月 16 日に審査しました。

専決処分の報告第 7 号 平成 25 年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第 3 号)

葛港市場移転改築事業について、執行部から、当初の計画より高額な建築費用を要することが判明したので、平成 26 年度の事業実施を見送り、資金面の圧縮を図るため計画全体を再検討する方針の説明がありました。採決の結果、原案のとおり承認すべきものと決しました。

【平成 26 年 9 月定例会】

予算議案 2 件、予算外議案 2 件が付託され、9 月 16 日に審査しました。

議案第 71 号 平成 26 年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第 1 号)

基金積立金及び葛港市場耐震診断・補強計画に要する費用を計上した補正予算であり、執行部から、当初計画である葛港市場の移転改築には、6 月の委員会での説明のとおり、事業全体を見直すこととなり、現魚市場をリフォームする方法を一つの案として、まず現魚市場が耐震補強に耐えられるのかの調査費を計上したという説明がありました。これについて、一委員から、市場関係者の理解を十分得た上で進めるべきとし、当該部分の予算をゼロ修正するといった修正案が提出されましたが、挙手採決の結果、修正案は否決され、原案を可決すべきものと決しました。

【平成 26 年 12 月定例会】

予算外議案 13 件が付託され、12 月 11 日に審査しました。

議案第 133 号 佐伯市グリーンパーク直川の指定管理者の指定について

佐伯市グリーンパーク直川の指定管理者として、あらかじめ指定管理者選定委員会を選定した団体を指定するものです。一委員から、指定管理施設の今後の考え方について、高額な委託料に加え、今後は施設の老朽化に伴う修繕料や備品の維持費等の増加が予想される中、今後は施設を売却することも一つの方法ではないかとの提言がありました。挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【平成 27 年 3 月定例会】

予算外議案 1 件、請願 1 件が付託され、3 月 12 日に審査しました。

請願第 11 号 イーレックス株式会社が計画中のバイオマス発電所建設計画における燃料となるヤシ殻燃料置場を女島埠頭に設置することに断固反対する請願

この請願は、「佐伯市の環境を守ろう会」から提出されたもので、ヤシ殻燃料置場を女島埠頭に設置しないよう佐伯市に訴える請願です。審査に先立ち 3 月 6 日に勉強会を行いました。審査では、請願者の代表である「佐伯市の環境を守ろう会」会

長からの趣旨説明、紹介議員からの補足説明、執行部からの意見を聴取し、それぞれに対し活発な質疑・答弁が交わされるなど、慎重審議となりました。討論では、4人の委員から採択に反対の意見が述べられる中で、佐伯市及び企業は「佐伯市の環境を守ろう会」や女島埠頭近隣の住民への説明責任を十分に果たすべきとの意見も共通して添えられました。挙手による採決の結果、不採択とすべきものと決めました。さらに執行部に対し、「請願者及び近隣住民が抱く不安を取り除くよう企業への助言・指導をし、あわせて企業とともに説明会を開催するなど、請願者及び近隣住民からの理解が得られるよう最大限の努力を要請する」との意見を付記しました。

【所管事務調査】

平成26年5月以降、11回実施しています。調査内容としては、議案審査前の事前学習、議案可決後の実施状況の把握、執行部からの報告事項、その他所管する事案等であり、執行部からの説明を受けながら事業等の内容把握に務め、必要に応じ、提言を行いました。主なものを紹介します。

●「第2期中心市街地活性化基本計画と大手前開発基本計画について」

平成26年5月19日、7月4日、9月16日、12月11日、平成27年3月12日

5回にわたり、執行部から最新の状況報告を受けています。現在は、大手前開発基本計画協議会、市民会議から提案された大手前開発基本計画提案書に基づき大手前開発基本計画案を策定中とのことです。今後も進展がある都度、報告を受け、最新の状況把握に務めます。

●「佐伯市公設水産地方卸売市場葛港市場の整備方針について」

平成27年3月12日

執行部から9月定例会で補正予算を可決した葛港市場耐震診断の結果の報告と今後の整備方針について説明がありました。診断の結果、補強計画が適正と判定され、葛港市場の整備方針として、今後は現市場を大規模改修により整備するよう検討していきたいとの説明を受けました。

【行政視察】

●兵庫県朝来市 平成26年11月12日

「竹田城跡現地視察」、「竹田城跡に係る商工振興策について」

●兵庫県養父市 平成26年11月13日

「廃校を用いた企業誘致について」、「農業特区について」、
「八木城跡における管理・保存と観光客対応について」

●京都府京都市 平成26年11月14日

「地域ぐるみのサル被害防止対策について」

5 議員政策研究会

「佐伯市における公共交通施策に関する提言書」を執行部に提出

○取組の経過

平成 25 年 5 月当初、研究テーマとして「高齢者等が生活を維持するためのサービス及び仕組みづくり」としましたが、研究範囲が広すぎるなどから高齢者等の移動手段の確保の観点から佐伯市における理想的な「公共交通の在り方」に焦点を絞り、提言書を作成することにしました。

これまで、市民団体との懇談、先進地視察、アンケート調査の実施等、20 回にわたる調査・研究を経て、提言書が完成し、平成 27 年 3 月 25 日の本会議において議会に概要を報告し、提言書を議長から市長へ提出しました。

○提言書の概要（4 章立て 35 ページで構成、45 ページの資料を添付）

- ・第 1 章 提言作成に至った背景、佐伯市の公共交通施策の現状など
- ・第 2 章 取組の経過、「公共交通施策に係るアンケート」の概要及び結果の考察
- ・第 3 章 「佐伯市における理想的な公共交通体系」の具体的な提案内容
- ・第 4 章 現状を踏まえた当面の施策の提案
- ・資料編 アンケート調査結果、市街地循環ルート案、運行ダイヤの案

○提言の特徴

①公共交通体系の現状を踏まえ、アンケート調査等で寄せられた市民からの要望等を取り入れて提言にしていること。

②市街地循環ルート型バス路線の導入など具体的な提案をしていること。

- ・ルートは佐伯駅、大手前を中心に総合病院、大型商業施設、公共施設等を結ぶものであること。周辺部（旧町村部）から直接循環ルートに乗り入れるため乗換えの必要がないこと。

- ・運行ダイヤは周辺部から 1 時間に 1 本を確保し、市街地循環ルートでは 7 分前後に 1 本を確保など、大幅に利便性を向上させていること。

- ・利用者に分かりやすいようバス停の名称に施設名を使用していること。

- ・コミュニティバスやデマンド交通の充実、JR の活用、バス交通の環境整備などを含め提案していること。

③実現のために「市民・企業・事業者・行政が一体となった交通体系の構築」が必要であると提起していること。

※「佐伯市における公共交通施策に関する提言書」は市議会ホームページにおいて公開しています。

意見交換会テーマ

(メモ)

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

《 参 考 資 料 》

◆ 佐伯市議会基本条例（前 文）

前 文

いわゆる地方分権一括法による機関委任事務の廃止に端を発して以来、地方公共団体には事務の決定、運用における責任能力の有無が直接的に問われる時代となった。

これに伴い、二元代表制の一翼を担う議会には、地方公共団体の事務の執行に対する議決権を的確に行使するとともに、住民の意思を代弁する唯一の議事機関として、その負託にこたえるべく、たゆまぬ努力を傾注することが求められている。

こうした状況の下、本市議会は、団体自治の観点から、地方自治法に限定的に規定された議決事件にとどまらず、行政運営に責任を持つことを宣言する議決事件を定め、さらに住民自治の観点からは、執行機関に対する監視機能の強化を図り、議員相互間の討議を軸とした合議制の意思決定機関たるべく、その責務を果たさなければならない。

また、長と議会の関係は、二元代表制から導かれる機関対立主義を形成しており、それぞれの異なる特性を生かして住民の意思を行政に的確に反映させる共通の使命を負っている。本市議会は、その責務を全うする手段の一つとして、政策立案能力を向上させ、現実に政策条例を提案し、長と議会が政策を巡って競い、両輪で佐伯市を牽引することが重要と考える。さらに、時代は、市民に開かれた市民参加型の議会を促しており、その要求にこたえるためにも積極的に具体的な措置を講じる必要がある。

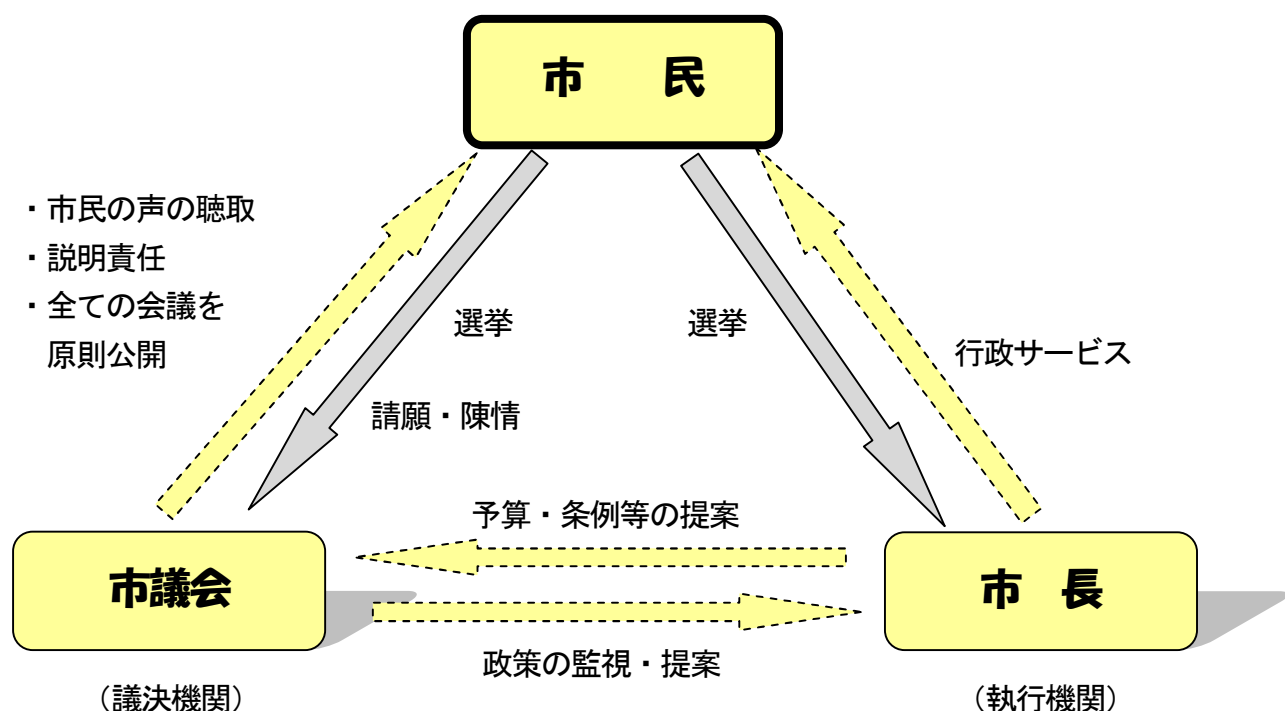
これらの認識を糧にして、本市議会は、市民の声と心を代弁する役割のみに終始するのではなく、住民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指し、力強く魅力ある佐伯市の実現に向け、不断の努力を重ねることで市民の信頼を勝ち得たい。

ここに、新たな時代の礎とするため、佐伯市議会及びその構成員である議員の活動の支柱として、議会の最高規範たる、この条例を制定する。

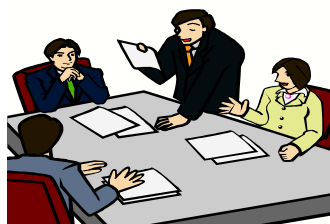
◆ 市議会の役割（市政との関係はどうなっているの）

私たちの佐伯市を快適な住み良いまちにするためには、市民一人一人が「自分たちで考え、話し合い、決め、自分たちの手で実行する」ことが理想的な住民自治ですが、市民全員が一堂に会して話し合うことは不可能です。そのため、市民の中から代表者を選び、その代表者を通じて話し合います。この代表者が市長と市議会議員です。

市議会は、市議会議員が集まって、市民の要望、意見等を市政に反映させるため、市の予算や条例などについて話し合って決めているところで、市議会を「議決機関」ともいいます。また、決まったことを実際に進めていく市長を「執行機関」といい、市議会と市長は、それぞれ独立した立場でけん制し合い、協力し合いながら、車の両輪のように、共に市の発展のため活動しています。



市議会は、議員一人一人が市民の声を聴き、市長の施策が市民のためになるか、合議制の機関として議論しています。また、市民のためになる政策条例案や政策提言の立案について、議会として議員政策研究会を設置し、議論しています。



* 市議会と市長は共に住民を代表していますので、二元代表制といわれ、市民の意見をどちらが反映しているか、政策を巡って競い合い、両者で佐伯市をけん引し、より良い佐伯市をつくる原動力になっています。

◆ 市議会の権限（こんな仕事をしています。）

議決権	議会の権限の中で最も代表的なもので、市長、議員及び議会の委員会から提出された議案（条例の制定・改廃、予算、決算、重要な契約の締結など）について、審議し、市の意思又は機関としての意思を決定する権限
監視権	執行機関の行う行政運営について、議会が監視する権限
請願受理権	市民の要望や意見を行政に反映させるため、市民から提出された請願を受理し、審議する権限
意見書提出権	議会が市の公益に関することについて、国などの関係機関に対して意見書を提出する権限
検査及び 監査請求権	議会が市の行政を監視する一つの手法で、市の事務が議会の議決どおり執行されているか検査したり、監査委員に監査を求める権限
調査権	議会が市の事務に関する調査を行う権限
自律権	議会内部に関する規則その他の会議に関することを自主的に決める権限
選挙権	議長、副議長、選挙管理委員会委員などの特定の地位に就くべき者を選んで決定する権限
懲罰権	議員が法律等に違反し、規律を乱した場合、議会が議決によって懲罰を科すことができる権限

市議会の構成

本会議

本会議とは、全議員で議案などを審議する会議のことを言います。
また、本会議では、市政全般に関する質問（代表質問・一般質問）が行われます。

議会運営委員会

【定数 12 人以内】

議会運営を円滑、効率的に行うために設置しています。

常任委員会

議案等を専門的、能率的に審査するために所管の常任委員会に付託し、詳細に審査します。

・総務常任委員会 【定数 7 人】

総務部、総合政策部、消防本部等の所管

・建設常任委員会 【定数 6 人】

建設部、上下水道部の所管

・教育民生常任委員会 【定数 7 人】

市民生活部、福祉保健部及び教育委員会の所管

・経済産業常任委員会 【定数 6 人】

地域振興部、農林水産部、農業委員会の所管

特別委員会

特に必要があると認める事件について議会の議決で設置します。

※予算は予算特別委員会、
決算認定は決算特別委員会を設置し、
それぞれ審査しています。

協議又は調整を行うための場

・議員政策研究会 【定数 8 人】

政策条例案の立案、政策提言を行うために調査・研究をしています。

・広報委員会 【定数 8 人】

議会広報の発行、ホームページの充実に関すること。

・全員協議会

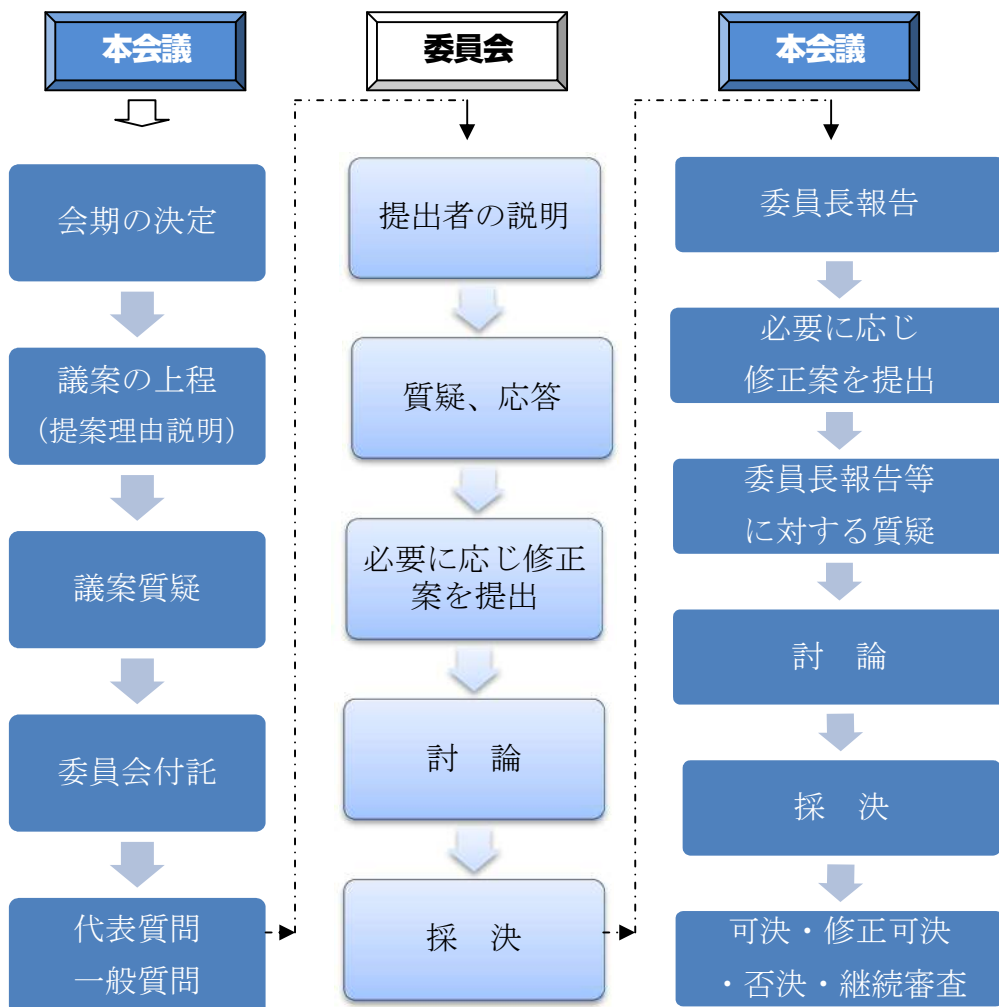
特に重要な案件について議員相互又は市長と協議又は調整を行います。

・各派代表者会議

各党派間の意見調整が必要な場合に開催します。

◆ 本会議（定例会）の審議の流れ

定例会は、条例で年4回と定められており、3月、6月、9月、12月に開かれますが、おおむね以下の手順により議案等を審査します。



※委員会審査では、必要に応じ、市民の皆様（※議会モニターの方々）から直接参考意見を頂き、市民参加の下に議案を審査することになっています。

《議会モニターとは》

佐伯市議会では、市民や有識者の声を聴取する方法の一つとして議会モニター制度を設けています。

モニターには、一般モニター（一定要件を満たす者のうち公募による）と団体モニター（一定要件を満たす団体のうち議長が指定）とがあり、任期は2年です。

◆ 委員会等構成表（委員等の名簿）

平成27年5月7日現在

議長（井野上準） 副議長（江藤茂） 監査委員（上田徹）

【議会運営委員会】

議会運営委員会	定数	委員長	副委員長	委員	
	12人以内	芦刈紀生	富松万平	浅利美知子	佐藤元
				清田哲也	後藤幸吉
				清家儀太郎	三浦涉

【常任委員会】

常任委員会	定数	委員長	副委員長	委員	
総務	7	御手洗秀光	江藤茂	井野上準	上田徹
				吉良栄三	
建設	6	清田哲也	寺本高明	後藤勇人	佐藤元
				清家儀太郎	三浦涉
教育民生	7	芦刈紀生	高司政文	浅利美知子	濱野芳弘
				塩月健治	清家好文
				井上清三	
経済産業	6	矢野精幸	兒玉輝彦	河野豊	矢野幸正
				後藤幸吉	富松万平

【広報委員会】

広報委員会	定数	委員長	副委員長	委員		
	8	後藤勇人	富松万平	兒玉輝彦	河野豊	矢野幸正
			吉良栄三	井上清三		

【政策研究会】

政策研究会	定数	会長	副会長	委員		
	8	高司政文	御手洗秀光	矢野幸正	清田哲也	塩月健治
			富松万平	寺本高明		



▲ 議場

大分県 佐伯市議会

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号

TEL : 0972-22-3643、22-4598

FAX : 0972-24-0204

ホームページ <http://www.city.saiki.oita.jp/gikai/index.html>

e-Mail : gikai@city.saiki.lg.jp